

【2年前特例について】

くまもと森都心プラザホール等の管理運営に関する要綱 より抜粋

第9条

規則第3条第2項ただし書の規定により、ホールを使用する場合及びホールの使用に伴い、多目的室、会議室又は託児室(専用使用の場合に限る。)を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認めるときは、申請書の受付を使用日の属する月前24月の月の初日から行うことができる。

- (1) 本市又は国若しくは熊本県の催事等で、市民に対し特に有益であると認められる事業を行うとき。
- (2) 学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体が当該団体の構成員を対象として開催するもの又は組合、団体又は組織等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするためのもので、概ね九州圏域から参加者を募り、かつ300名以上の参加者がいることが明らかである催事等を行うとき。
- (3) 国、地方公共団体又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条に規定する公共的団体等(以下「公共的団体等」という。)が、産業及び経済の活性化並びに観光の振興等に寄与することを目的とするもので、概ね九州圏域から参加者を募り、かつ300名以上の参加者がいることが明らかである催事等を行うとき。
- (4) 熊本市文化事業協会の自主文化事業を行うとき。
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校であって、本市の区域内に存するもの(以下「学校」という。)が、創設等を記念する式典を行うとき。
- (6) 本市の全ての区域又はそれを超える区域の学校の連合体として行う事業であって、学校に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生が出演し、又は観覧することを目的とするものを行うとき。
- (7) 外国から出演者を招へいする文化芸術性の高い全国巡回公演で、一般の市民が鑑賞できるもの(入場者が主催団体の会員等に限られるもの及び顧客招待を目的としたものを除く。)を行うとき。
- (8) 熊本県文化協会に加盟し、本市内に本部がある団体が行う創設等を記念する事業で、当該団体の創設等のときから5年単位に開催されるものを行うとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業を行うとき。

条例に該当する場合は、先に催し物の内容がわかる詳しい資料(昨年の資料やパンフレット等)を必ずご提出ください。検討致しましてご連絡いたします。